

内閣府  
財務省  
○総務省令第一号

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第二号の規定に基づき、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
総務大臣 松本 剛明  
財務大臣 鈴木 俊一

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(給付金の支給の対象)</p> <p><b>第二条</b> 法第二条第二号に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める個人又は世帯は、次の各号に掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯とする。</p> <p>一 世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第三号及び第五号において同じ。）を課されない者である世帯（以下この条において「令和五年度市町村民税非課税世帯」という。）のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯</p> <p>二 世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法</p>	<p>(給付金の支給の対象)</p> <p><b>第二条</b> 法第二条第二号に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める個人又は世帯は、次の各号に掲げる世帯その他これに準ずる世帯とする。</p> <p>一 世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者である世帯のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯</p> <p>二 世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法</p>

第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第四号及び第五号において「市町村民税の所得割」という。）を課されない者であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる均等割（第四号において「市町村民税の均等割」という。）を課される者である世帯

三 世帯に属する全ての者が令和六年度分の市町村民税を課されない者である世帯（令和五年度市町村民税非課税世帯及び前号に掲げる世帯に該当する世帯を除く。）

四 世帯に属する全ての者が令和六年度分の市町村民税の所得割を課されない者であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の均等割を課される者である世帯（令和五年度市町村民税非課税世帯及び第二号に掲げる世帯に該当する世帯を除く。）

五 次のイ又はロに該当する者

イ (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に満たない居住者（所得税法（昭和四十四年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。イにおいて同じ。）（令和五年分の所得税に係る同項第三十号に規定する合計所得金額が千八百五十万円を超える者を除く。）

(1) その者の令和五年分の所得税の額（所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額をいう。）

(2) 三万円に、その者の同一生計配偶者（所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者をいい、居住者に限る。）又は扶養親族（同項第三十四号に規定する扶養親族をいい、居住者に限る。）に該当する者の数に一を加えた数を乗じて計算した額

第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる均等割を課される者である世帯

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>□ (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に満たない市町村民税の所得割の納税義務者（令和六年度分の市町村民税に係る地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が千八百五十万円を超える者を除く。）</p> <p>(1) その者の令和六年度分の地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によつて課する所得割を除く。）の額及び市町村民税の所得割の額の合算額</p> <p>(2) 一万円に、その者の控除対象配偶者（地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する控除対象配偶者をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。）又は扶養親族（同項第九号に規定する扶養親族をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。）に該当する者の数に一を加えた数を乗じて計算した額</p>
-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

1 この命令は、公布の日から施行する。

2 この命令による改正後の物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この命令の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた新規則第一条に規定する物価高騰対策給付金（新規則第二条第三号から第五号までに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯に対し支給されるものに限る。）についても適用する。ただし、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律第三条の規定の適用については、この命令の施行前に生じた効力を妨げない。